

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融機関破綻時等におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置又は当分の間延長とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	これまでに適用した実績はない。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	協定銀行による資産の買取りは、保険会社の破綻処理に必要な不可欠な制度であり、保険契約者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は保険会社破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与する見込みであり、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税 ・登録免許税の免除（保険業法附則第1条の2の12第1項） ・土地等の譲渡にかかる租税特別措置法の適用除外（保険業法附則第1条の2の12第2項）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		協定銀行による資産の買取りは、保険会社の破綻処理に必要な不可欠な制度であり、保険契約者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は保険会社破綻時等におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与することから、本措置は妥当なものである。	

これまでの 税負担 軽減 措置 等 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	税負担軽減措置等の 適用実績	これまで適用した実績はない。
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	なし
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	協定銀行による資産の買取りは、保険会社の破綻処理に必要不可欠な制度であり、保 険契約者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は保険会社破綻時に おけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与する ものとなっており、手段として有効である。
	前回要望時の 達成目標	要望内容の性格上明示困難なため、達成目標明示せず。
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	要望内容の性格上明示困難なため、達成目標明示せず。
これまでの要望経緯	平成 12 年度改正において、初めて本措置を要望し、平成 15 年度、平成 17 年度、平 成 19 年度、平成 21 年度、平成 23 年度、平成 25 年度、平成 27 年度、平成 29 年度、平 成 31 年度、令和 3 年度及び令和 5 年度改正要望で同措置の延長を要望し、それぞれ 2 年間の延長がなされている。	